

鳥取県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字新川屋敷2421の1（次の図に示す部分に限る。）、2421の4、2421の5
 - 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）